

令和6年度

那須烏山市一般廃棄物処理実施計画

- 1 一般廃棄物処理実施計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 一般廃棄物の区分別排出見込み量・・・・・・・・・・・・ 1～2
- 3 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項・・・・・・・・ 2～3
- 4 分別収集する一般廃棄物の種類・分別区分及び排出方法・・・・ 4～6
- 5 収集運搬に係る委託業者・許可業者名簿及び処分業者名簿・・・・ 6～7

1 一般廃棄物処理実施計画

(1) 計画区域 一般廃棄物処理実施計画の適用範囲は、那須烏山市全域とします。

(2) 計画期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日

(3) 計画人口

	男	女	合計人口	世帯数	一世帯当たりの平均人数
烏山地区	6,877	7,067	13,944	6,040	2.31
南那須地区	5,094	4,887	9,981	4,276	2.33
合計	11,971	11,954	23,925	10,316	2.32
対前年増減	△291	△290	△581	△49	△0.04

(令和6年3月1日現在)

2 一般廃棄物の区分別排出見込み量

(1) ごみの排出量

(単位：kg)

区 分	計	南那須地区広域保健衛生センター		資源物回収団体 及び区域外処分
		収集運搬委託	直接搬入	
燃やすごみ	6,034,450	4,407,140	1,627,310	0
資源物	1,377,546	491,777	107,570	778,199
茶色のビン	86,220	70,040	16,180	0
無色のビン	60,950	59,330	1,620	0
茶色無色以外のビン	25,520	25,270	250	0
リターナブルビン	21,022	※17,986		3,036
アルミ缶	42,506	※25,096	1,700	15,710
スチール缶	30,170	※22,715	3,300	4,155
ペットボトル	106,113	59,780	5,510	40,823
紙パック（飲料用）	3,224	1,810	0	1,414
ダンボール	410,199	66,080	41,560	302,559
新聞・折込チラシ	329,410	66,390	1,160	261,860
雑誌・雑紙	245,119	77,280	36,290	131,549
鉄くず等	6,087			6,087
小型家電	8,572	0	0	8,572
プラスチック製容器	2,434	0	0	2,434
燃やさないごみ	234,390	153,820	80,570	0
布類	129,140	83,100	46,040	0
粗大ごみ	214,430	9,640	204,790	0
有害ごみ	10,830	10,740	90	0
伐採した木、竹等	91,190	0	0	91,190
合 計	8,091,976	5,156,217	2,066,370	869,389
動物の死骸	300		300	
家電リサイクル法		エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機 40台		

収集運搬委託のうち※の数値は、南那須地区広域保健衛生センター以外に搬入

(2) し尿等の排出量

(単位：K0)

総排出量	し尿排出量	浄化槽汚泥排出量
8,777	1,050	7,727

3 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項

(1) 市民・事業者・市がそれぞれの立場で一般廃棄物の排出抑制に取り組む。

市民の取組	<p>◇市民は、一人ひとりがごみを排出するという意識を持ち、ごみを減らす工夫をするとともに、ごみは資源でもあるという視点にも目を配り、正しい分別に取り組めます。</p> <p>◇ごみとなるようなものは買わないようにし、ものを大事に長く使うことを心がけます。</p> <p>また、再生品の利用を促進し、行政の行う施策に協力することとします。</p> <p>◇容器包装廃棄物の排出抑制に努めます。</p> <p>◇リユースびんを始めとする環境物品等の使用促進、使い捨て品の使用抑制等に努めます。</p> <p>◇商品購入時は繰り返し使用できる商品、再生品等を選択します。</p> <p>◇マイバッグ・マイバスケットの使用及びレジ袋の辞退に努めます。</p> <p>◇購入した商品をできるだけ長期間使用し、購入した食材を使い切ること努めます。</p> <p>◇廃棄物の分別を徹底するとともに、スーパー等による店頭回収、自治会等による集団回収等を活用し、リサイクルに努めます。</p> <p>◇生ごみは、水分を絞って出すように努めます。</p>
事業者の取組	<p>◇事業者は、事業活動に伴って生じた廃棄物は、原則自らの責任で適正に処理し、減量化・資源化に取り組めます。</p> <p>◇事業を行う際には、再生資源を進んで利用する、不用品となったものを再度利用するなど促進していきます。</p> <p>◇流通容器包装廃棄物の排出抑制、リユース容器の利用・回収の促進と使い捨て容器の使用抑制に努めます。</p> <p>◇環境物品等の使用促進（グリーン購入）、使い捨て品の使用抑制等に努めます。</p> <p>◇食品廃棄物の排出抑制に努めます。</p> <p>◇廃棄物等の再使用、再生利用及び熱回収に努めます。</p> <p>◇使い捨て製品の販売や過剰包装を自粛し、長期間使用できる製品やリサイクルが容易な製品などの製造・販売、利用に努めます。</p> <p>◇事業所内で発生した廃棄物等の分別を徹底します。</p> <p>◇事業所内で発生した廃棄物等の処理を委託する場合には、排出者責任を踏まえ、優良な廃棄物処理業者の選択に努めます。</p> <p>◇生ごみは、水分を絞って出すように努めます。</p>

行政 の 取 組	<p>◇行政は、市民や事業者に対して、3Rの推進に向けた意識の高揚を図り、効果的な施策を推進するとともに、ごみ処理体制の充実を図ります。</p> <p>◇ごみ処理有料化の検討を進めます。</p> <p>◇環境教育、普及啓発の充実を図ります。</p> <p>◇容器包装廃棄物の排出抑制、リユースびん等リユース容器の利用促進に努めます。</p> <p>◇環境物品等の使用促進に努めます。</p> <p>◇事業系ごみを排出する事業者に対し、減量化計画の策定を促すなど減量化の指導に取り組みます。</p> <p>◇ごみの3Rの推進と分別の徹底を図るため、ごみ分別アプリの利用促進や市民出前講座を実施するとともに、新たな資源化品目の検討を進めます。</p> <p>◇効率的なごみの収集・処理体制を確立するため、民間委託による収集運搬体制の確保とごみの減量化を進めたうえで、指定ごみ袋の料金改定や手数料化の検討を進めます。</p> <p>◇家庭から出る生ごみの堆肥化及び自家利用を促進するため、機械式生ごみ処理機の設置を支援します。</p> <p>◇不法投棄を未然に防止するため、監視体制の強化を図ります。</p> <p>◇地域の一斉清掃等の奉仕活動を支援・奨励し、環境マナーの啓発に努めます。</p> <p>◇食品ロスやレジ袋使用の削減、過剰包装の自粛など、事業者や市民に対する啓発活動に努めます。</p> <p>◇観光客に対するごみ分別の徹底、イベント等でのごみ箱設置などを進めます。</p>
-------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

4 分別収集する一般廃棄物の種類・分別区分及び排出方法

		ごみの区分	収集回数	収集形態	主な処理方法	
し み	一般家庭	燃やすごみ	週2回	収集運搬委託業者及び自己搬出	南那須地区広域保健衛生センターへ搬出※1	
		資源物	茶色のビン			月1回
			無色のビン			
			茶色無色以外のビン			
			リターナブルビン			
			アルミ缶			
			スチール缶			
			ペットボトル			
			紙パック（飲料用）			
			ダンボール			
			新聞、折込チラシ			
		雑誌、雑紙				
	小型家電	随時	専用ボックス	認定事業者へ搬出		
	み	燃やさないごみ	月1回	収集運搬委託業者及び自己搬出	南那須地区広域保健衛生センターへ搬出※1	
		布類				
		粗大ごみ				
有害ごみ		年6回				
事業所（公共施設含む）	事業系ごみ（分別は、一般家庭と同様）	随時	許可業者及び自己搬出	南那須地区広域保健衛生センターへ搬出		
その他	伐採した木、竹	随時	許可業者及び自己搬出	区域外へ搬出		
	動物の死骸	随時	自己搬出	南那須地区広域保健衛生センターへ搬出		
	家電リサイクル法	随時	自己搬出	認定事業者へ搬出		
し尿等	一般家庭及び公共施設及び事業所	し尿及び浄化槽汚泥	随時	許可業者	南那須地区広域保健衛生センターへ搬出	

※1 烏山地区及び南那須地区で排出されるアルミ缶の一部、リターナブルビンの一部は、障害者福祉サービス事業所「すずらん作業所」及び「あすなろ作業所」に搬出する。烏山地区及び南那須地区で排出されるスチール缶の一部は、社会福祉法人「みつわ会」に搬出する。資源物回収団体により、アルミ缶、スチール缶、鉄類、リターナブルビン、ペットボトル、ダンボール、新聞、雑誌等が買受業者に搬出される。

一部スーパーでは、ペットボトル、ダンボール、新聞、雑誌等や燃やすごみから、プラスチック容器包装を分別回収し、リサイクル業者に搬出される。

(1) 一般廃棄物（ごみ）の収集・処理

① 収集

市が委託した業者が収集運搬し、南那須地区広域行政事務組合保健衛生センターに搬入する。

- ・燃やすごみ ステーション方式（週2の回収）市指定袋
- ・資源物 ステーション方式（月1回の回収）コンテナ・市指定袋又は紐で縛る
- ・燃やさないごみ ステーション方式（月1回の回収）コンテナ
- ・布類 ステーション方式（月1回の回収）紐で縛る
- ・粗大ごみ 戸別訪問収集（月1回の回収）回収券貼付
- ・有害ごみ ステーション方式（年6回の回収）透明な袋又は紐で縛る

② 排出抑制策等

- ・資源回収報奨制度
- ・ごみステーション設置整備事業補助制度
- ・機械式生ごみ処理機購入補助制度

③ 分別収集する一般廃棄物の種類及び区分

- ・燃やすごみ…生ごみ、紙くず、プラスチック製品、ビニール製品、ゴム製品、革製品
- ・資源物……茶色ビン、無色ビン、茶色無色以外のビン、リターナブルビン、アルミ缶、スチール缶、ペットボトル、紙パック、ダンボール、新聞、チラシ、雑誌、雑紙
- ・小型家電……小型家電リサイクル対象品目
- ・燃やさないごみ…ガラス製品、金属製品、陶磁器
- ・布類……衣類、古布
- ・粗大ごみ……家電リサイクル法対象品目を除く家電類、机等家具類、自転車
- ・有害ごみ……有害物（電池、蛍光灯、水銀体温計）
- ・伐採した木、竹…道路、河川の維持管理で生じたもので、直径10cm、長さ50cm以上
- ・動物の死骸……道路、公共施設で発生したもの
- ・家電リサイクル…エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機、衣類乾燥機

④ 処理

一般廃棄物の焼却に関しては、南那須地区広域行政事務組合保健衛生センターが「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」という。）」を遵守し、環境省令で定める構造、環境大臣が定める方法により下記施設で焼却及び破碎処理を行う。

施設名称	所在地	形式	処理能力
ごみ処理施設	那須烏山市	准連続燃焼方式（流動床式焼却炉）	55t/16時間
粗大ごみ処理施設	大桶 444	併用施設回転破碎式	20t/5時間

⑤ 処理に際し発生する残渣

南那須地区広域行政事務組合保健衛生センターが定める処理計画による。

(2) し尿等

① 収集

市長が許可した一般廃棄物収集運搬許可業者（し尿及び浄化槽汚泥に限る。）が収集運搬し、南那須地区広域行政事務組合保健衛生センターに搬入する。

② 収集するし尿等の区分

し尿及び浄化槽汚泥

③ 処理

南那須地区広域行政事務組合保健衛生センターが廃掃法等を遵守し、下記施設で処理を行う。

施設名称	所在地	形式	処理能力
し尿処理施設	那須烏山市大桶 444	標準脱窒素処理方式	70kℓ/1日

④ 処理に際し発生する残渣

南那須地区広域行政事務組合保健衛生センターが定める処理計画による。

5 収集運搬に係る委託業者・許可業者名簿及び処分業者名簿

(1) 家庭系一般廃棄物の収集運搬委託業者

業者名	代表者名	事業所の所在地	備考
滝田産業(株)	滝田 伸介	栃木県那須烏山市神長 344-1	烏山A地区
(株)アド・ワークス	檜山 敏大	栃木県那須烏山市中央 1-11-17	烏山B地区
(有)那須環境浄化センター	玉造 一男	栃木県那須烏山市田野倉 735-3	南那須1地区
(有)南那須サービス	小池 正人	栃木県那須烏山市八ヶ代 522-3	南那須2地区

(2) 公共施設（指定管理施設を除く）一般廃棄物の収集運搬委託業者

業者名	代表者名	事業所の所在地	備考
(株)アド・ワークス	檜山 敏大	栃木県那須烏山市中央 1-11-17	烏山地区の燃やすごみ
(有)南那須サービス	小池 正人	栃木県那須烏山市八ヶ代 522-3	南那須地区の燃やすごみ
社会福祉法人 みつわ会	小鍋 光則	栃木県那須烏山市月次 605	全地区の燃やすごみを除く

(3) 廃掃法第7条第1項の規定に基づく一般廃棄物の収集運搬許可業者

[塵芥収集運搬]

業者名	代表者名	事業所の所在地	備考
(株)アド・ワークス	檜山 敏大	栃木県那須烏山市中央 1-11-17	収集・運搬
(有)荒井重車輛	荒井 政男	栃木県宇都宮市竹下町 1459-3	収集・運搬
(有)大林環境サービス	大林 恒男	栃木県下野市上古山 8-5	収集・運搬
(株)真田ジャパン	五月女 明	栃木県那須塩原市井口 198-1	収集・運搬
(有)セイゴウ	加藤 靖子	栃木県宇都宮市平出工業団地 43-120	収集・運搬
滝田産業(株)	滝田 伸介	栃木県那須烏山市神長 344-1	収集・運搬
(株)栃木こすもす	横地 克孝	栃木県大平町牛久 31-1	収集・運搬
(有)那須環境浄化センター	玉造 一男	栃木県那須烏山市田野倉 735-3	収集・運搬
(有)ひらつね	平野 武	栃木県那須烏山市金井 2-11-21	収集・運搬
社会福祉法人 みつわ会	小鍋 光則	栃木県那須烏山市月次 605	収集・運搬
(有)南那須サービス	小池 正人	栃木県那須烏山市八ヶ代 522-3	収集・運搬
(株)ワタル商事	高橋 昇	栃木県宇都宮市下栗町 697-19	収集・運搬

[し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬]

業者名	代表者名	事業所の所在地	備考
(有)烏山衛生センター	小室 匡央	栃木県那須烏山市谷浅見 1119-4	収集・運搬
(有)近代浄化槽管理センター	大竹 浩	栃木県那須烏山市谷浅見 1010	収集・運搬
(有)関根商事	関根 秀貴	栃木県那須郡那珂川町白久 735-1	収集・運搬
(有)那須環境浄化センター	玉造 一男	栃木県那須烏山市田野倉 735-3	収集・運搬
馬頭運送(株)	岡 一美	栃木県那須郡那珂川町久那瀬 340-1	収集・運搬
(有)馬頭清掃社	河和 均	栃木県那須郡那珂川町馬頭 1872-1	収集・運搬

(4) 浄化槽法第35条第1項の規定に基づく浄化槽清掃許可業者

業者名	代表者名	事業所の所在地	備考
(有)烏山衛生センター	小室 匡央	栃木県那須烏山市谷浅見 1119-4	浄化槽清掃
(有)近代浄化槽管理センター	大竹 浩	栃木県那須烏山市谷浅見 1010	浄化槽清掃
(有)関根商事	関根 秀貴	栃木県那須郡那珂川町白久 735-1	浄化槽清掃
(有)那須環境浄化センター	玉造 一男	栃木県那須烏山市田野倉 735-3	浄化槽清掃
馬頭運送(株)	岡 一美	栃木県那須郡那珂川町久那瀬 340-1	浄化槽清掃
(有)馬頭清掃社	河和 均	栃木県那須郡那珂川町馬頭 1872-1	浄化槽清掃

(5) 南那須地区広域行政事務組合保健衛生センターが定める委託による処理計画

[ばいじん、不燃物残渣、布類、ペットボトルの処分]

種類	処分の方法	処理予定数量	委託業者・処分場所在地	備考	
ばいじん	埋立処分	1,020 t /年	(株)ウィズウェイストジャパン 福島県田村郡小野町大字南田原井字大和久 169 番 2 青森県三戸郡二戸町大字斗内字立花 49 番 1 外		
不燃物残渣	埋立処分	240 t /年	ジークライト(株) 山形県米沢市大字板谷字四郎 右エ門沢 773-1・773-2		
布類	中間処理	360 t /年	サンエコサーマル(株) 栃木県鹿沼市下石川 737-55	焼却	
	売却処分	60 t /年	(株)美心 群馬県伊勢崎市紫町 1310-2		
ガラスびん	茶色	中間処理	155 t /年	硝和ガラス(株) 茨城県龍ヶ崎市陽台 2-3	
	無色	中間処理	110 t /年	硝和ガラス(株) 茨城県龍ヶ崎市陽台 2-3	
	その他	中間処理	50 t /年	豊島硝子(株) 福島県岩瀬郡天栄村大字飯豊字向原 1-1	
ペットボトル	中間処理	90 t /年	ジャパンテック(株) 栃木県鹿沼市深程 990 番 30		

[汚泥処分]

種類	処分の方法	処理予定数量	委託業者・処分場所在地	備考
汚泥	埋立処分	8 t /年	新和企業(有) 茨城県北茨城市磯原町大塚字松ノ木田 1399-1	